

平成 27 年第 2 回三重県議会定例会 防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎議案補充説明

- 1 議案第 139 号「財産の取得」について・・・・・・・・・・ 1
- 2 議案第 141 号「訴えの提起（和解を含む。）」について・・ 2

◎所管事項説明

- 1 「『平成 27 年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に
係る意見」への回答について（防災対策部主担当分）・・・・ 3
- 2 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」（仮称）中間案に
ついて（防災対策部主担当分）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 伊勢志摩サミットへの対応について・・・・・・・・・・ 11
- 4 三重県復興指針（仮称）について・・・・・・・・・・・・ 15
- 5 広域防災拠点施設（北勢拠点）の整備について・・・・・・・・ 22
- 6 平成 27 年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合
防災訓練について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

平成 27 年 10 月 8 日
防災対策部

議案第139号

1 財産の取得について

1 ヘリコプター1機の取得について

防災ヘリコプター「みえ」は、平成4年度に7億6,220万円で購入し、平成5年4月1日から運航を開始、平成26年度末で22年を経過しました。

この間、年中無休で運航体制を確保し、平成27年8月末現在での運航時間は6,379時間、緊急出動件数は、1,354件となっています。

このような状況にあつて、機体は老朽化に加え今後多額の点検整備費用が見込まれることから、平成27年度に債務負担による契約発注を行い、平成28年度末までに調達することとしました。

なお、消防庁が所管する緊急消防援助隊で活動するための装備である動態管理システムやヘリコプターテレビシステム等の整備をあわせて行い、防災ヘリコプターの機能強化を図ります。

2 調達の状況

防災ヘリコプターは特殊装備を装着する必要があるため、発注から納入まで約1年5か月程度を要することから平成28年度までの債務負担契約として一般競争入札を実施し、最低価格で入札した三井物産エアロスペース株式会社 代表取締役 内田好治と16億7,832万円で仮契約を締結しています。

(参考) 入札結果

入札方法：一般競争入札

入札日：平成27年7月14日

参加者数：2社

入札価格：【最低】1,554,000,000円（税抜）

【最高】1,776,999,412円（税抜）

契約金額：1,678,320,000円（消費税及び地方消費税124,320,000円を含む）

契約相手方：東京都港区芝公園2丁目4番1号

三井物産エアロスペース株式会社

代表取締役 内田好治

議案第141号

2 訴えの提起（和解を含む。）について

平成27年1月5日、津市あのかつ台一丁目地内の信号機のない交差点で、防災対策部（消防・保安課）職員が運転する公務移動中の公用車が、右側から走行してきた中型貨物自動車の後方側面に出合い頭に衝突しました。

その後、双方の保険会社による示談交渉がまとまらず、相手方が三重県に対して損害賠償を求める訴訟を提起しました。本訴訟は、その反訴として県公用車の損害額に対する相手方過失割合分等の支払いを求めるものです。

1 訴訟の内容

(1) 事件名

公用車事故に係る損害賠償請求事件

(2) 相手方

四日市市諏訪栄町9番地9

F C P A C K ・ N株式会社 代表取締役 高崎和也

(3) 請求の要旨

三重県が相手方に対して622,100円及びこれに対する平成27年1月5日から支払済みまで年5分の割合による金額の支払いを求める。

(4) 訴訟に至る経緯

1月 5日 公用車事故発生

5月15日 相手方が三重県に対して損害賠償を求める訴訟を提起

5月29日 津地方裁判所四日市支部が呼出状等を送付

7月 8日 第1回口頭弁論

8月 6日 人身事故に関する示談が成立【報告第46号】

(未 定) 第2回口頭弁論

2 今後の方針

弁護士等と連携しながら県の訴えが認められるよう適切に対処していきます。

1 『平成27年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答について

防災県土整備企業常任委員会

施策番号	施策名	担当当部局名	委員会意見	回答
111	防災・減災対策の推進	防災対策部	伊勢志摩サミット開催時に、大規模災害が起こった場合の体制整備について検討されたい。	「三重県伊勢志摩サミット県・市町災害対策会議」を設置し、地元市町とともに、サミット開催時における地震・津波等の大規模災害に係る対策について検討を進めており、その内容がサミット終了後の観光客や地元住民への防災・減災対策につながるよう工夫してまいります。 また、「三重県伊勢志摩サミット防災・危機対策関係機関連絡会議」を設置し、情報共有や意見交換等を通じて、関係機関との連携を深めることにより、サミットに係る防災・危機管理対策の円滑な推進を図ります。
			伊勢志摩サミットに向けた救急搬送体制整備の際は、県民の日常生活における体制も維持しながら検討されたい。	サミット開催にあたり、サミット関連施設及び開催地域等における救急活動に万全を期するため、県内外の消防本部の応援を得ながら消防救急体制を整備していくこととなりますが、その際には、開催地の住民に対する消防救急に係るサービスが低下しないよう、地元消防本部をはじめとする県内消防本部、総務省消防庁や全国消防長会など関係機関と十分調整しながら、体制構築に努めます。
			交番・駐在所に、避難誘導資機材等の整備を進めるにあたっては、災害時に機能する立地への整備を検討されたい。	交番・駐在所の防災拠点機能の充実を図ることを目的として、平成24年度から平成27年度までの4年間で、避難誘導資機材及び電源・照明用資機材について、全ての交番・駐在所（200施設）を対象に整備を進めており、平成26年度末で150施設に整備し、平成27年度で整備は完了する見込みです。 なお、津波浸水被害が予想されている交番・駐在所（55施設）については、平成26年度までに整備が完了しています。
			みえ防災人材バンクの登録者が、防災コーディネーターとして地元へ帰って活動しやすい仕組みづくりを進め、地域や市町、自主防災組織としっかりとつながりながら、活動を行っていただけるよう、環境整備に取り組まされたい。	みえ防災人材バンクのさらなる充実を図り、登録者の情報を市町や地域に積極的に提供するとともに、大学教員とともに地域で活動する機会を設けたり、フォローアップ研修を行ったりするなど、バンク登録者が一層地域で活躍できる環境の整備に取り組んでいきます。

●選択集中プログラム

プログラム番号	施策名	担当当部局名	委員会意見	回答
緊急課題解決1	命を守る緊急減災プロジェクト	防災対策部	防災ノートを活用することで、学校と自主防災組織がつながっていけるような環境づくりに取り組まされたい。	防災ノートを家庭での防災会議に活用したり、地域における防災学習等の教材としての活用を進めるとともに、学校が実施する体験型防災学習や訓練に、自主防災組織など地域住民等の参加を呼びかけるなど、防災対策部と教育委員会が連携して、学校と家庭や地域を結びつけていく環境づくりに努めていきます。

2 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」(仮称)

中間案について(防災対策部主担当分)

施策 111 災害から地域を守る人づくり

施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり

第一次行動計画との比較

【第一次行動計画】

施策 1 基本事業 9

I 「守る」		
1 危機管理	111 防災・減災対策の推進	11101 新たな防災・減災対策の計画的な推進
		11102 災害対応力の充実・強化
		11103 「協創」による地域防災力の向上
		11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化
		11105 災害医療体制の整備
		11106 安全な建築物の確保
		11107 緊急輸送ルートを整備
		11108 消防力向上への支援
		11109 高圧ガス等の保安の確保

【第二次行動計画(仮称)中間案】

施策 2 基本事業 12

I 「守る」		
1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり	11101 防災人材の育成・活用
		11102 学校における防災教育の推進
		11103 災害ボランティアの活動環境の充実
	112 防災・減災対策を進める体制づくり	11201 防災・減災対策の推進
		11202 災害対策活動体制の充実・強化
		11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化
		11204 災害医療体制の整備
		11205 安全な建築物の確保
		11206 教育施設の防災対策
		11207 緊急輸送道路の機能確保
		11208 消防救急体制の充実・強化
		11209 高圧ガス等の保安の確保

II 「創る」		
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	214 NPOの参画による「協創」の社会づくり	21402 NPOが活発に活動できる環境の充実
2 教育の充実	224 学校における防災教育・防災対策の推進	22401 防災教育の推進
		22402 防災対策の推進

施策 111 災害から地域を守る人づくり

県民の皆さんとめざす姿

多くの防災人材が地域で活躍するなか、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

現状と課題

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や、近年、激化の様相をみせる集中豪雨などの自然災害に備えるためには、「自助」「共助」「公助」の取組が一体となった取組を進めることが必要ですが、東日本大震災の発生から4年が経過し、県民の皆さんの防災に関する危機意識が低下していく傾向にあります。
- 防災に関する危機意識が低下していくなかで、地震や台風などの災害発生時において、被害を最小限に抑えるためには、県民の皆さん一人ひとりの「自助」や「共助」の取組を促進し、防災に関する意識を高め、「防災の日常化」の定着をめざした取組をこれまで以上に進める必要があります。
- 「防災の日常化」の定着を図るためには、「自助」「共助」「公助」のそれぞれの取組を実践し、その活動を支援・補完することのできる「防災人材づくり」を進めることが重要なことから、今後は、防災人材の育成と、育成した人材がより地域で活躍できる環境づくりを進めていくことが求められています。
- 地域において「共助」の取組を促進するには、「組織の力」の活用が重要であり、自主防災組織や消防団の充実強化と連携強化を進め、これらの取組を融合させながら、地域防災力向上の核となる枠組みの構築を進めていくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々、勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に対し、不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会づくりに向け、県民の皆さんの防災意識を向上させるための取組を進めるとともに、防災活動を通じて家族の絆や地域とのつながりを感じることで、支え合って暮らすことのできる災害に強い社会づくりを進めます。

取組方向

- 「みえ防災・減災センター」の取組を中心に、防災人材の育成に取り組むとともに、「みえ防災人材バンク」の充実を図り、防災人材が地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。また、企業の防災関係の取組を支援し、企業防災力の向上を図ります。
- 地域防災の中核を担う自主防災組織と消防団が連携し、隙間のない災害対応が実施されるよう、二つの組織の力を真に発揮するための防災人材を育成します。
- 防災ノート等の防災学習教材の充実、防災タウンウォッチングなどの体験型防災学習の実施の支援、教職員の防災に関する研修など学校における防災教育を推進します。
- 「みえ防災・減災アーカイブ」を地域の防災教育に活用するとともに、学校と保護者、地域住民、近隣学校等が連携した防災学習や避難訓練の実施など、学校、家庭、地域が連携した取組を推進します。
- ボランティアやNPOを円滑かつ効果的に受け入れ、県内外の関係機関との連携体制を構築し、すみやかな協力・連携・協働が行えるネットワークの構築や仕組みづくりを進めます。

平成 31 年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合			過去 1 年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
11101 防災人材の育成・活用 (主担当:防災対策部防災企画・地域支援課) 自主防災組織のリーダー育成、自主防災組織と消防団の連携強化、防災教育の充実のためのコンテンツ作成、企業における防災関係の取組の支援など、みえ防災・減災センターと連携し、地域における防災人材の育成と活躍を支援します。	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数		
	【目標項目の説明】 「みえ防災・減災センター」が育成した「みえ防災人材バンク」登録者が、地域や事業所等において様々な防災・減災活動を支援した件数		
11102 学校における防災教育の推進 (主担当:教育委員会教育総務課) 防災ノート等の防災学習教材や防災教育・防災対策に関する教職員への研修を充実するなど、学校における防災教育を推進するとともに、学校と家庭、地域が連携した取組を進めます。	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合		
	【目標項目の説明】 P T A、自主防災組織、地域住民など他の主体と連携した防災の取組を実施している学校の割合		
11103 災害ボランティアの活動環境の充実 (主担当:環境生活部男女共同参画・NPO課) 災害ボランティア活動に関わるさまざまな主体をネットワーク化し、研究や訓練を通じて、災害時に N P O が円滑かつ効果的に支援活動を行うための環境を整備します。	みえ災害ボランティア支援センターの幹事団体・協力団体数		
	【目標項目の説明】 災害時におけるボランティア支援の中心となる「みえ災害ボランティア支援センター」を構成する幹事団体及び協力団体数		

施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり

県民の皆さんとめざす姿

県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 東日本大震災の発生から4年が経過しましたが、被災地の復興は未だに道半ばの状況にあります。東日本大震災の教訓等をふまえ、災害発生後の復興も視野に入れた新たな地震・津波対策の道筋を示し、その実践に取り組んできたところですが、今後も、南海トラフ地震等の発生に備えた地震・津波対策に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 局地化・集中化・激化する風水害に備えるため、紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨等で明らかとなった課題等もふまえ、「三重県新風水害対策行動計画」の策定など新たな風水害対策の道筋を示しました。今後も引き続き、年々勢力を増す台風への対応などの風水害対策に取り組んでいく必要があります。
- 東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓をふまえ、災害対策活動の機能強化に取り組んできたところですが、今後も南海トラフ地震の発生による広域災害や激化する風水害に対応するため、国・市町、防災関係機関などのさまざまな関係機関との連携を強化し、訓練や広域避難体制の検討などを通じて災害対応力の充実・強化に取り組む必要があります。
- 消防団員の減少、被雇用者化、平均年齢の上昇などに対応するため、消防団の充実強化が必要です。
- 高圧ガス施設等における事故が発生しており、石油コンビナートを含め、産業保安人材の育成を含めた防災対策を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々、勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起こる」災害に対し、不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会に向けた防災・減災対策を進めるための体制の整備を図ります。

取組方向

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画」に基づく行動項目を着実に実践するとともに、「三重県版タイムライン（仮称）」等の策定を進め、自然災害に対する防災・減災対策を的確に推進します。
- 「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の検証結果等をふまえ、これを引き継ぐ新計画を作成するとともに、さらなる対策の推進に取り組みます。
- 市町や防災関係機関と連携し、防災情報の共有化や海拔ゼロメートル地帯対策を含む広域的な連携体制の整備を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 災害時における医療体制の整備や人員・物資などの緊急輸送の確保を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援するとともに、学校施設の耐震化や天井等落下防止対策を実施することにより、地域におけるまちの安全性を確保します。
- 消防団の活性化や消防の広域化を進め、消防団員や消防職員の資質向上に努め、消防力の向上を支援するとともに、高圧ガス保安担当者の現場力を高め、石油コンビナートを含めた産業保安に関する事故を未然に防止するための取組を推進します。

平成 31 年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合			県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合（防災に関する県民意識調査）

主な取組内容
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>11201 防災・減災対策の推進 (主担当:防災対策部防災企画・地域支援課)</p> <p>「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた行動項目の実践に取り組むとともに、市町の防災・減災対策の推進を図ります。また、これら計画や取組の検証結果をふまえ、新たな計画への刷新を図ります。</p>	<p>「三重県新地震・津波対策行動計画」等の計画における主要な行動項目の進捗率</p> <p>〔目標項目の説明〕 「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた主要な行動項目の進捗率の平均値</p>		
<p>11202 災害対策活動体制の充実・強化 (主担当:防災対策部災害対策課)</p> <p>災害対策本部の機能強化、広域防災拠点の整備、広域避難体制の整備、実践的な図上訓練、実働訓練の実施などにより、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。</p>	<p>県・市町・防災関係機関が連携した実働訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練回数</p> <p>〔目標項目の説明〕 県・市町・防災関係機関が連携した実践的な実働訓練の回数および県災害対策本部・地方部が主催する図上訓練の回数</p>		
<p>11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 (主担当:防災対策部防災対策総務課)</p> <p>防災情報の市町、防災関係機関との共有化を進めるとともに、県民への迅速な提供を行い、災害発生時に防災情報が適切に活用できるようにします。</p>	<p>「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合</p> <p>〔目標項目の説明〕 防災情報を提供している県のホームページ「防災みえ.jp」から気象情報や災害情報などの防災情報を入手している県民の割合（防災に関する県民意識調査）</p>		
<p>11204 災害医療体制の整備 (主担当:健康福祉部医療対策局地域医療推進課)</p> <p>災害拠点病院等の耐震化、災害医療を支える人材育成、地域の関係者による連携体制の充実、強化などの取組を進め、災害医療体制の確保を図ります。</p>	<p>災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT)数</p> <p>〔目標項目の説明〕 県内の災害拠点病院が保有する活動可能な災害派遣医療チーム(DMAT)数</p>		

11205 安全な建築物の確保 (主担当: 県土整備部建築開発課)	不特定多数の者が 利用する大規模建 築物等のうち、災害 時に避難所として 活用される民間建 築物の耐震化率		
住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援し、 地震などの災害に対するまちの安全性の確保を図 ります。	【目標項目の説明】 「改正耐震改修促進法」により、耐震診断が義務付けら れた不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、 災害時に避難所として活用される民間建築物で、耐震性 が確保された建築物の割合		
11206 教育施設の防災対策 (主担当: 教育委員会学校経理・施設課)	県立学校の屋内運 動場等の天井等落 下防止対策済率		
学校施設における防災機能の充実を図るととも に、市町に対し、防災・耐震対策にかかる情報提 供と助言を行い、地域における防災機能の強化を 図ります。	【目標項目の説明】 平成 26 年度に実施した点検で対策を要すると指摘され た屋内運動場天井等の対策済率		
11207 緊急輸送道路の機能確保 (主担当: 県土整備部道路管理課)	緊急輸送道路上の 橋梁の良好な状態 の割合		
緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の 計画的な整備や修繕を進め、非常事態に対応した 輸送機能の確保を図ります。	【目標項目の説明】 緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態の橋梁（おおむ ね5年以内に修繕等を行う必要がないと判断できる橋 梁）の割合		
11208 消防救急体制の充実・強化 (主担当: 防災対策部消防・保安課)	消防団員の条例定 数充足率		
消防団の活性化や消防の広域化を進め、消防学 校等での教育を通じて、消防団員や消防職員の資 質向上に努め、消防職員・消防団員による迅速か つ的確な予防活動および消防活動の促進を図りま す。	【目標項目の説明】 各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数		
11209 高圧ガス等の保安の確保 (主担当: 防災対策部消防・保安課)	高圧ガス等施設に おける事故発生防 止率		
高圧ガス等を取り扱う事業者に対する保安検査 や立入検査等の実施、保安担当者へのセミナーや 研修の実施などによる保安人材の育成により、適 正な保安の確保を図ります。	【目標項目の説明】 許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止 された施設の割合		

3 伊勢志摩サミットへの対応について

1 防災・危機対策の推進体制

伊勢志摩サミットの円滑な実施に向け、防災・危機対策に万全を期すことにより、サミット出席者、関係者及び地域住民らに安全・安心を提供します。

(1) 三重県伊勢志摩サミット防災・危機対策委員会の設置

伊勢志摩サミットの円滑な実施に向け、三重県伊勢志摩サミット推進本部の下に委員会を設置し、防災対策部が主体となって防災・危機対策を推進します。

また、当委員会のもとに次の協議会や会議を設置し、防災・危機対策の具体的な検討や連絡調整等を図っていきます。

① 三重県伊勢志摩サミット消防特別警戒連絡協議会

伊勢志摩サミットの消防特別警戒を円滑に推進することを目的に、県内消防機関の連携を図る組織として設置し、国が設置した伊勢志摩サミット消防・救急対策委員会との連携のもとに具体的な検討を進めていきます。

② 三重県伊勢志摩サミット防災・危機対策関係機関連絡会議

伊勢志摩サミットの防災・危機対策を円滑に推進することを目的に、関係機関の連携を図る組織として設置し、連絡調整及び情報共有を図っていきます。

③ 三重県伊勢志摩サミット県・市町災害対策会議

伊勢志摩サミット開催時における風水害、地震・津波等の自然災害対策を推進することを目的に、県及び関係市町の連携を図る組織として設置し、連絡調整及び情報共有を図るとともに、必要な取組を検討していきます。

(2) 組織の整備（サミット対策班の設置）

伊勢志摩サミットの円滑な実施に向け、上記に掲げる委員会及び協議会等の運営等を行う組織を防災対策部内に整備（消防・保安課サミット対策班を設置）し、防災・危機対策を推進していきます。

2 サミットに向けた訓練

(1) 国民保護訓練

伊勢志摩サミットの開催に伴い、志摩市内でテロが発生した場合における初動時の対処能力の向上と関係機関相互の連携強化を図るために、国及び志摩市と共同で国民保護図上訓練を実施します。

(ア) 訓練実施日及び場所

平成28年1月14日（木） 三重県庁講堂、志摩市役所

(イ) 主な訓練内容

テロ発生時の国・県・市の対策本部の運営及び相互の連絡調整、警報の通知、住民避難の指示など、国民の保護のための措置に係る状況判断及び情報伝達手段について、図上訓練を実施します。

(2) 消防・救急特別警戒に係る訓練

伊勢志摩サミット開催に伴い、災害の未然防止及びテロを含む各種災害に対する迅速な対応を行うべく、消防・救急の特別警戒体制に万全を期すための諸訓練（警防訓練や予防訓練など）を実施します。

(3) 防災に係る訓練

① 南海トラフ地震を想定した避難誘導訓練

三重県伊勢志摩サミット県・市町災害対策会議において、サミット開催期間中の地震等の自然災害の発生を想定し、特にサミット来訪者の宿泊時の避難対策について検討を進めており、この対策の対象となる宿泊施設等における避難誘導訓練等の実施を検討しています。

② 地震・津波観測システム（DONET）を活用した訓練

伊勢志摩サミット対策として、地震・津波観測システム（DONET）を活用した南海トラフ地震対策のための新たなシステムの導入を図ることとしており、このシステムの機能の一つである、「緊急速報メール」の発信試験を兼ねた訓練の実施を検討しています。

3 サミットに向けた自然災害対策

(1) 三重県伊勢志摩サミット県・市町災害対策会議における取組

伊勢志摩サミット開催地としての最大のおもてなしは、来訪者の安全・安心の確保です。このため、今後、三重県伊勢志摩サミット県・市町災害対策会議において取り組んでいく自然災害対策の取組方針と取組内容を以下のとおりとします。

① 取組方針

(ア) 伊勢志摩サミット開催時に南海トラフ地震による揺れ・津波が発生した場合を想定し、事業者が主体となった防災・減災対策の実施につなげるための取組について、既存の取組も生かしながら検討し実施する。

(イ) これらの取組については、一過性のものに終わらせることなく、伊勢志摩サミット終了後も、引き続き観光地における防災・減災対策として活用・発展させる。

② 取組内容

(ア) 観光関連事業者（主に宿泊施設）の防災意識の向上と対策のレベルを高めるための研修の実施

(イ) 宿泊施設利用者の安全かつ迅速な避難を実現させるため、「宿泊施設版津波避難マップ（仮称）」や「宿泊施設従業員向けの対応マニュアル（仮称）」の作成・配布

(ウ) 土地勘のない来訪者（主に宿泊施設利用者）を安全かつ迅速に避難させるための避難誘導看板等の整備

(2) 地震・津波観測システム (DONET) の南海トラフ地震対策への活用

国立研究開発法人海洋研究開発機構 (JAMSTEC) が保有する地震・津波観測システム (DONET) の観測情報を伊勢志摩サミットの南海トラフ地震対策に活用するため、以下の対策を講じるためのシステムを三重県庁等に整備します。

① 緊急速報メールの発信

DONET が熊野灘沖の観測地点で一定の津波を観測する都度、伊勢志摩地域に緊急速報メールで津波観測の事実を伝達 (第2波以降の津波の発生についても伝達可能) するとともに、速やかな避難を促します。

② 津波到達予測情報の把握

伊勢志摩地域における指定ポイントへの津波到達時間や津波高、津波浸水予測等の情報を地震発生とともに予測し、県庁や伊勢庁舎等のモニターに表示させることで、被災状況を速やかに把握し、関係機関への的確な情報提供が行える体制を構築します。

三重県伊勢志摩サミット推進本部「防災・危機対策委員会」の体制

防災対策部

【構成】

【消防関係機関】

消防特別警戒連絡協議会

県防災対策部
県内15消防本部

【防災関係機関】

防災・危機対策関係機関連絡会議

県防災対策部・雇用経済部(伊勢志摩サミット推進局)・
県土整備部・健康福祉部(医療対策局)
県警察本部
志摩市(総務部地域防災室)
消防本部(四日市・志摩広域)
自衛隊
海上保安庁

【関係市町】

県・市町災害対策会議

県防災対策部・南勢志摩地域活性化局
志摩市総務部地域防災室
伊勢市危機管理部危機管理課
鳥羽市総務課危機管理室
南伊勢町防災課

【組織体制図】

サミット推進本部

【平成27年7月14日設置】

〇〇〇
委員会

保健・医療対策
委員会

防災・危機対策委員会(防災対策部)

委員長： 防災対策部長
副委員長： 防災対策部副部長
委員： 防災対策部次長、危機管理副統括監、コンビナート防災監、防災対策総務課長、消防・保安課長、防災企画・地域支援課長、災害対策課長、危機管理課長

消防特別警戒
連絡協議会

防災・危機対策
関係機関連絡会議

県・市町
災害対策会議

総務省消防庁
消防・救急対策委員会
(警防部会・予防部会)

4 三重県復興指針（仮称）について

1 検討経過について

「三重県復興指針（仮称）」の策定に向けて、7月29日（水）に有識者による三重県防災会議専門部会からの意見聴取を実施したほか、東日本大震災による被災自治体担当者との意見交換、被災自治体が発行した震災復興記録誌を通じての情報収集等をふまえ、このたび、指針の骨子を整理しました。

2 三重県復興指針（仮称）の骨子について

第1章 復興指針策定の背景と目的

- 1 東日本大震災の発生から5年 ～長引く復興～
- 2 復興に向けての準備を進めておくことの必要性
- 3 復興指針の目的
- 4 復興指針の位置づけ

第2章 南海トラフ地震からの復興過程において想定される状況

- 1 直面する被害の様相
- 2 復興の進捗過程において想定される状況
～これまでの震災復興における実例や課題をふまえて～

第3章 復興における基本理念

- 1 震災復興における理念の大切さ
- 2 クローズアップされてくる人間らしさの復興
- 3 地域コミュニティの維持・再生 ～復興理念として欠かせない要素～

第4章 復興に向けて取り組むべき対策の全体像

- 1 三重県復興方針（仮称）の構成案
- 2 復興に向けての対策（全体像）
- 3 復興に向けての対策（Ⅰ 計画的復興に向けた行政運営）
- 4 復興に向けての対策（Ⅱ 地域の再生や生活の再建）
- 5 復興に向けての対策（Ⅲ なりわいや産業の復興）

第5章 地域コミュニティの維持・再生に向けて

- 1 被災地の現場から
- 2 事前に必要となる取組

第6章 参考資料

- 1 東日本大震災における復興関連資料
- 2 「1」以外の大規模災害における復興関連資料

3 今後の進め方について

今後、引き続き、被災地の状況調査や過去の震災復興における取組事例の収集、関係部局との調整を進めるほか、有識者や市町からの意見聴取、被災地派遣を経験した職員との意見交換等にも努め、「三重県復興指針（仮称）」に盛り込む取組項目にかかる具体的な検討を行うなどして、12月には中間案として取りまとめ、平成28年3月の公表に向けて、指針の策定を着実に進めていきます。

「三重県復興指針（仮称）」の骨子（1/3）

第1章 復興指針策定の背景と目的

第1章では、「三重県復興指針（仮称）」を策定する背景として、東日本大震災の発生から5年が経過する中での復興状況をふまえた上で、復興に向けて事前に準備を進めておくことの必要性を述べるとともに、復興指針の目的、位置づけを示すこととする。

1 東日本大震災の発生から5年～長引く復興～

- 被災地では、復興の歩みを確かなものとするため、懸命の取組が続けられているが、多くの被災者が元の生活を取り戻すには至っていない。
- 震災後に描いたビジョンどおりに復興が進んでいる地域は極めて少ないのが現状。復興はまだまだ道半ば。むしろ長期化の様相を見せている。

2 復興に向けての準備を進めておくことの必要性

- 近い将来の南海トラフ地震の発生が確実視される三重県にとって、東北地方における現在の復興の姿は、他人事ではない直視すべき現実である。
- 震災復興の取組は、被災してから考えたのでは遅い。
- 震災直後からの復興の取組を事前に想定し、段階的に実施すべきことをあらかじめ計画しておくことが、一日も早い復興につながる。
- このことを東日本大震災の貴重な教訓として学び、復興指針の策定に至った。

3 復興指針の目的

（復興指針の目的）

- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害からの早期復興を図るため、「三重県復興方針（仮称）」及び「三重県復興計画（仮称）」への掲載項目やその内容等について、復興を急ぐあまり、忘れてはいけない大切なことを含めて事前に整理しておくことにより、震災発生後に同方針や同計画を速やかに、かつ的確に策定する。

（復興指針の主な利用者）

- 本指針を使用することになる時機は、震災発生後であり、利用者として、復興方針や復興計画の策定に携わる県職員、復興計画に掲げる事業推進に従事する県職員のほか、市町も県とほぼ同時期に復興計画を策定することになると予想されるため、市町職員による活用も想定。

	県	市町	県民・事業者等
大規模災害発生時	「三重県復興方針（仮称）」及び「三重県復興計画（仮称）」を速やかに策定するための手引き書として活用	復興計画を速やかに策定するための参考資料として活用	-
平時	復興に向けた準備に取り組むための参考資料として活用	復興に向けた準備に取り組むための参考資料として活用	震災からの復興プロセスをあらかじめイメージしておくなど啓発資料として活用

4 復興指針の位置づけ

（関連法令との関係）

- 復興法に基づき策定する「三重県復興方針（仮称）」、三重県防災対策推進条例に基づき策定する「三重県復興計画（仮称）」、それぞれの検討に資するものとする。

【大規模災害からの復興に関する法律 第9条】

（前略）都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針（以下「都道府県復興方針」という。）を定めることができる。

【三重県防災対策推進条例 第75条】

県は、災害が発生した場合において、県民の参画を図りながら、当該災害からの復興を計画的かつ円滑に推進するため、必要があると認めるときは、復興計画を策定しなければならない。

第2章 南海トラフ地震からの復興過程において想定される状況

第2章では、三重県が震災復興に直面した際、目の前にどのような被害の様相が広がっているのか、また、その後の復興の進捗過程ではどのような状況や事態となることが予測されるのかについて、三重県地震被害想定調査結果のほか、東日本大震災をはじめとする過去の震災復興において生じた課題等をふまえて整理することとする。

1 直面する被害の様相

（全壊家屋） 三重県 約70,000棟（過去最大）／東日本大震災 約128,000棟
（仮設住宅必要戸数） 三重県 13,003棟（同上）／岩手県 17,622棟、宮城県 48,151棟 等

2 復興の進捗過程において想定される状況

～これまでの震災復興における実例や課題をふまえて～

（1）計画的復興に向けた行政運営において想定される状況

- 復興計画の策定に時間を要し、早期に復興ビジョンを示すことができない
- 行政機能が著しく低下し、マンパワーが限界に達する

（2）地域の再生や生活の再建において想定される状況

- 生活の拠点となる住まいの確保が計画どおりに進まない
- これまで築いてきた人間関係が希薄化、喪失する
- 復興過程において被災者に格差が生じる
- 雇用のミスマッチが発生するとともに、安定的な雇用の確保が困難となる
- 被災者への生活支援が長期化する
- 従前から抱えていた地域の課題が、震災を機に、さらに加速・顕在化する

（3）なりわいや産業の復興において想定される状況

- 被災した農林水産事業者の営農や操業再開が遅れる。失った販路を再び確保することが困難となる
- 被災した商工業者が操業停止や事業縮小に追い込まれる。また、事業再開が遅れる
- 観光需要が大きく落ち込み、その後も伸び悩む

第3章 復興における基本理念

第3章では、震災復興に取り組む際、復興に向けての理念のあり方、どのような理念を掲げるかが重要であることを述べるとともに、過去の震災復興において生じた課題等をふまえたとき、「地域コミュニティの維持・再生」が、復興理念の一つとして欠かすことができない要素であるということについて、その背景と理由を述べることとする。



1 震災復興における理念の大切さ

- 震災復興においては、基本理念のあり方、どのような理念を掲げるかが重要である。
- 過去の震災復興の事例を教訓としたとき、これだけは欠かすことができない要素として、本指針において押さえておくべきことがある。
- それが、人間らしさを取り戻していく復興、つまり、心の復興を支える「地域コミュニティの維持・再生」である。

2 クローズアップされてくる人間らしさの復興

- 震災直後は、主に社会基盤を中心とした復旧に全力で取り組むこととなるが、ある程度の機能回復が図られた段階から、これらの基盤をベースとして営まれる人々の生活の回復、被災地が元のにぎわいや活力を取り戻すことができたかどうか、被災者が元の暮らしや安心・安定を取り戻すことができたかどうか、よりクローズアップされてくる。
- 真の意味での復興とは、心の復興とともにあるものであり、人間らしさの回復、人間らしさを取り戻していく復興こそが、震災復興においては何よりも必要とされ、何よりも優先される。

3 地域コミュニティの維持・再生

～復興理念として欠かせない要素～

（再認識した地域コミュニティの重要性）

- 東日本大震災では、人と人の絆、人と人のつながりを重視した地域のコミュニティが、人間らしさを回復し、取り戻していく過程において、大きな役割を果たした。
- 避難所における助け合いや協力、その後に続く生活の回復や再建など、コミュニティの存在が、被災者の支えとなり、被災者に生きる力を呼び戻し、復興を成し遂げる原動力となることを再認識することとなった。

（地域コミュニティの維持・再生）

- 震災復興における最大の課題であり、かつ、復興の基本理念における最重要の視点であり、人間らしさの復興を実現していくための「鍵」となるのが、「地域コミュニティの維持・再生」である。

第4章 復興に向けて取り組むべき対策の全体像

第4章では、震災後、早期に打ち出すことが求められる「三重県復興方針（仮称）」の構成案を提示するとともに、引き続き、「三重県復興計画（仮称）」の策定に着手できるよう、取り組むべき対策と取組項目案を示すこととする。

1 三重県復興方針（仮称）の構成案

※復興に向けての対策の全体像が固まってきた段階で記述。

2 復興に向けての対策

- 必要となる対策を漏らすことなく掲げるため、岩手県や宮城県をはじめとする被災自治体が打ち出した復興方針、また、現在取り組んでいる、もしくは取り組まれてきた復興計画を参考とすることにより、被災地において実際に取り組まれてきた対策を総合的に押さえる。

I 計画的復興に向けた行政運営

<計画的復興への事前準備>

- (1) 行政機能の回復
 - 非常時優先業務の継続
 - 人的資源の確保(他県からの派遣受入)
 - 人的資源の確保(任期付き職員等の採用)
- (2) 復興体制の整備
 - 三重県震災復興本部(仮称)の設置
 - 三重県復興方針(仮称)の策定
 - 三重県復興計画(仮称)の策定
 - 三重県復興計画(仮称)の進行管理
- (3) 市町支援
 - 被災した市町への職員の派遣
 - 市町の復興計画の策定支援
- (4) 財政面の措置
 - 復興事業に係る財政需要見込額の算定
 - 復興財源の確保
- (5) 情報提供
 - 被災地調査の受入調整
 - 復興状況の把握と情報提供
 - 復興記録誌の作成

II 地域の再生や生活の再建

<住まいと暮らしの再建>

- (1) 被災住宅の応急対策
 - 応急危険度判定の実施
 - 住宅の被害認定調査の実施(罹災証明の発行)
 - 被災者による自宅の応急修理支援
- (2) 緊急の住宅確保
 - 住民の住宅再建意向の把握
 - 応急仮設住宅用地の確保
 - 応急的な住宅の供給計画の作成
 - 応急仮設住宅(借上げ)の確保
 - 応急仮設住宅の建設
 - 応急仮設住宅の長期利用化を見据えた取組・適切な解消に向けた取組
- (3) 恒久的な住宅の供給
 - 恒久的な住宅の供給計画の作成
 - 災害公営住宅の建設
- (4) 災害廃棄物の処理
 - 廃棄物処理施設の被害状況の把握
 - 被災現場からの災害廃棄物の撤去
 - 市町二次仮置場からの災害廃棄物の撤去
 - 市町三次仮置場(二次仮置場(県設置))からの災害廃棄物の撤去

「三重県復興指針（仮称）」の骨子（3/3）

(5) 雇用の維持・確保

- 雇用状況調査の実施
- 雇用維持にかかる支援制度の周知
- 離職者の生活・再就職支援

(6) 被災者への経済的支援

- 税等の減免、徴収猶予、期限延長の実施
- 義援金、被災者生活再建支援金の配分
- 被災者生活再建の手引きの作成

(7) 保健・医療・福祉対策

- 要配慮者の被災状況の把握
- 医療施設の復旧
- 社会福祉施設の復旧
- 被災者の心と身体の健康支援

(8) 学校の再開

- 児童生徒の被災状況の把握
- 学校施設の復旧・再建（教室の確保）
- 応急教育計画の策定
- 被災児童生徒への経済的支援
- 児童生徒に対するこころのケアの実施

(9) ボランティアの受入体制の整備

- みえ災害ボランティア支援センターの設置
- 復興に向けたボランティア活動への支援

<まちの復興>

(10) 公共土木施設の復旧・復興

- 被災状況の把握と応急工事の実施
- 道路、港湾等の交通基盤の確保・整備
- 海岸・河川等の県土保全
- 上下水道・工業用水道等のライフラインの復旧
- 公園、緑地の復旧

(11) 安全な市街地の整備（復興まちづくり）

- 被害を受けた市街地における建築制限の実施
- 被災市町において設置される復興整備協議会への参画
- 被災市町の復興整備計画（復興まちづくり計画）の策定支援
- 市街地整備（復興）の支援

(12) 文化の再生

- 文化財・歴史的建造物等の被災状況の把握
- 被災文化財等の修理・修復
- 文化・社会教育施設の再開



震災後初の作付（宮城県）



仮設による復興食堂（岩手県）

出所：(左)宮城県「東日本大震災復興旧期の取組記録誌（平成27年3月）」、(右)三重県撮影

Ⅲ なりわいや 産業の復興

<産業・経済の復興>

(1) 農業の経営再建

- 農業の被害状況の把握
- 被災農地及び農業用施設の復旧・機能の回復
- 農業事業者の経営再建に向けた相談等の実施
- 安定生産に向けた技術支援
- 県産農産物の販路の確保、取引拡大のための取組の強化

(2) 林業の経営再建

- 林業の被害状況の把握
- 林産施設、林道等の復旧・機能の回復
- 林業事業者の経営再建に向けた相談等の実施
- 県産木材の販路の確保、取引拡大のための取組の強化

(3) 水産業の経営再建

- 水産業の被害状況の把握
- 漁港、漁場、水産加工施設等の復旧・機能の回復
- 水産事業者の経営再建に向けた相談等の実施
- 県産水産物の販路の確保、取引拡大のための取組の強化

(4) 商工業の再建

- 商工業の被害状況の把握
- 商工業事業者の経営再建に向けた相談等の実施
- 二重債務問題の解消に向けた支援
- 仮設店舗・工場等での事業再開の支援
- 販路の確保、取引拡大のための取組の強化

(5) 観光業の再建

- 観光業の被害状況の把握
- 観光事業者や観光資源の再建に向けた相談・支援等の実施
- 自粛ムードにより沈滞した国内外の観光需要の喚起

第5章 地域コミュニティの維持・再生に向けて

第5章では、地域コミュニティの維持・再生に向けて、東日本大震災の被災地の現場では、どのような取組が実施されているのか等について整理を行うとともに、これらの実例をふまえて、事前に必要となる取組について述べることにする。

1 被災地の現場から

2 事前に必要となる取組

※今後、被災地状況調査の実施や有識者からの意見聴取などを経て、「地域コミュニティの維持・再生」に向けての、被災地における実際の取組などを整理するとともに、事前に必要となる取組などを記述。



NPOを支える被災地支援センター（岩手県）



再建した集会所（宮城県）



まちづくり検討会（岩手県）



仮設住宅の見守り支援（宮城県）

出所：(左上下)岩手県「いわて復興の歩み（平成26年12月）」、(右上下)宮城県「東日本大震災復興旧期の取組記録誌（平成27年3月）」

第6章 参考資料

1 東日本大震災における復興関連資料

2 「1」以外の大規模災害における復興関連資料

※東日本大震災をはじめとする過去の震災復興において、被災自治体が発行した記録誌、国がまとめた報告書など復興関連資料を収集し、リストアップの上、本章に掲載することにより、今後の取組の参考とする。
※最終案をとりまとめる段階で記述。

5 広域防災拠点施設（北勢拠点）の整備について

大規模災害が発生した場合に、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、広域的な活動拠点を平常時から確保しておく必要があります。

県では「三重県広域防災拠点施設基本構想」に基づき、県内の5つのエリアごとに、順次、広域防災拠点の整備を進めており、平成26年度から北勢広域防災拠点の整備に着手しています。

1 場所 四日市市中村町地内（東名阪道四日市東インターチェンジ周辺）

2 面積 約23,500㎡

3 役割

北勢地域は大規模災害時における広域応援部隊や救援物資輸送の三重県への玄関口という地理的特性を有していることから、北勢拠点には次のような役割が期待されています。

- ・北勢地域での役割……北勢地域における輸送、物資保管・集配、活動等の拠点
- ・全県を統括する役割…県外の広域応援部隊や救援物資等の受入・調整及び他の広域防災拠点の後方支援

4 今後の予定【平成27年度事業費：392,812千円】

- ・平成26年度：測量・調査・設計
- ・平成27年度：造成工事、備蓄倉庫・無線設備の設計、地質調査
- ・平成28～29年度：造成工事、土木構造物工事、舗装工事、備蓄倉庫工事、無線設備工事、資機材整備

5 四日市市消防本部との連携

広域防災拠点（北勢拠点）に関して、当初県が予定していたヘリポート敷地部分に四日市市が新しい消防分署を併設することとなり、ヘリポート機能は、新しく建設される消防分署の屋上に整備されることとなりました。

今後も四日市市消防本部等と連携を図りながら、整備を進めていきます。

【消防分署を併設するメリット】

- ①ヘリポートを活用した防災ヘリ、ドクターヘリ、救急車等との連携活動が容易となり、防災拠点としての機能が向上します。
- ②県と市が共同して防災拠点と消防分署の整備を行うことにより、公助としての連携を強化することができ、県民の安心安全につながります。
- ③消防分署からヘリポートへの非常電源や水などの供給が可能となることで利便性が向上し、消防職員が常駐することで防犯面や管理面でも安全性が向上します。

6 造成工事の落札状況

①施設整備工事その1（備蓄倉庫ターミナル側）

落札金額：308百万円

落札者：西出・真光特定建設工事共同企業体

工期：平成27年9月24日～平成28年8月18日（330日間）

②施設整備工事その2（ヘリポート側）

落札金額：140百万円

落札者：株式会社サンエイ工務店

工期：平成27年9月30日～平成28年6月30日（275日間）

三重県広域防災拠点施設整備事業（北勢拠点）

南海トラフ地震などの大規模災害時における県外からの受入れ拠点として、及び三重県内の各広域防災拠点の後方支援としての位置付けである北勢拠点の整備を進めます。

整備予定地は、伊勢湾岸自動車道、東名阪自動車道、四日市港とのアクセスに優れ、周辺には物流事業者や公園などの施設が配置していること等から、特に陸上輸送の中継地点となり、災害時における各施設を繋ぐハブ機能となりうる立地条件となっています。



《整備予定地》
 住所：四日市市中村町地内
 （東名阪自動車道 四日市東IC周辺）
 面積：約2.3ha

- 《北勢拠点整備計画》
 平成26年度：測量・調査・設計
 平成27年度：造成
 平成28～29年度：（整備予定施設）
 ハリポート、備蓄倉庫、無線設備、自家発電設備

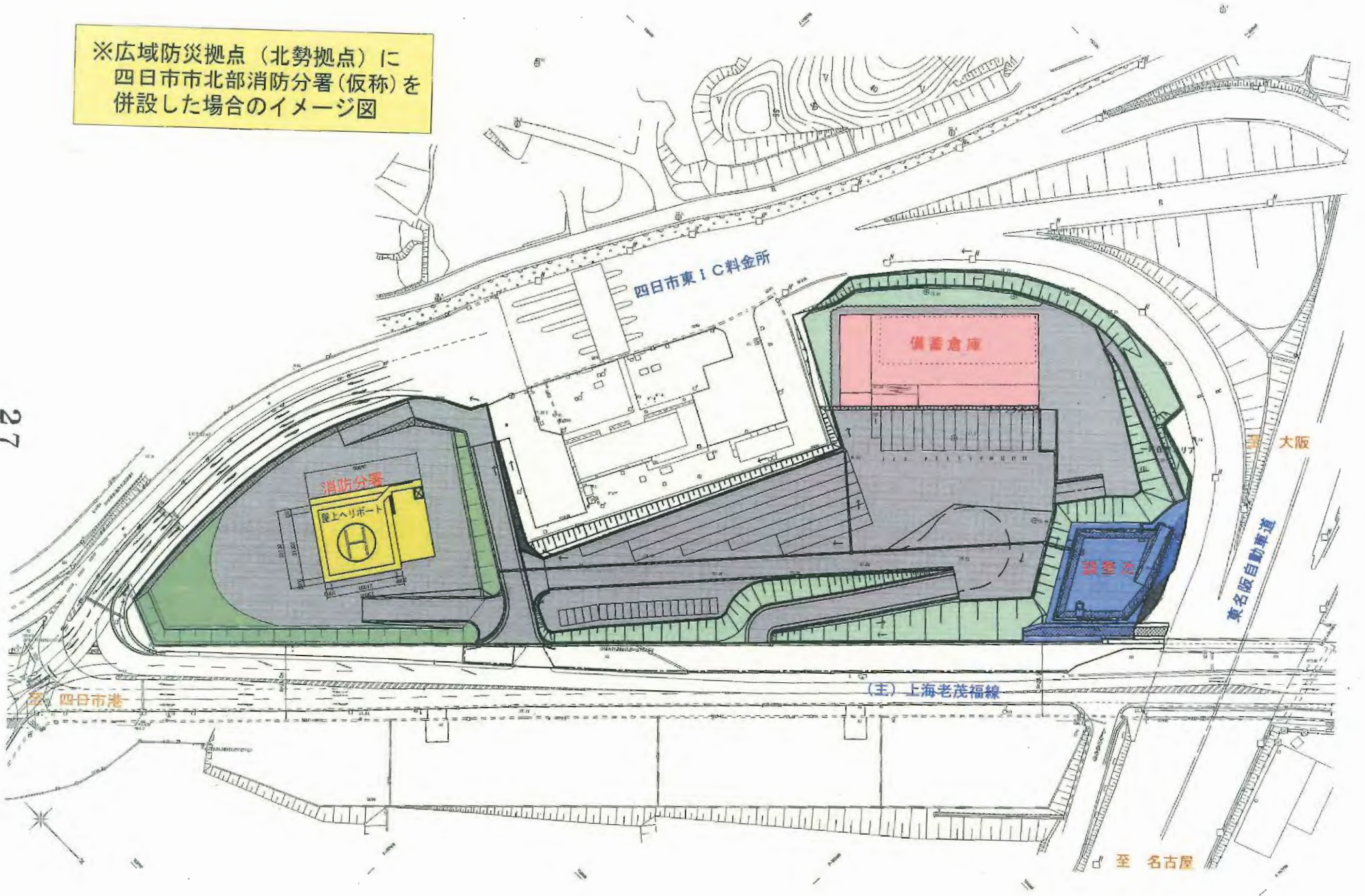
広域防災拠点(北勢拠点)現況



広域防災拠点(北勢拠点)完成イメージ



※広域防災拠点（北勢拠点）に
四日市市北部消防分署（仮称）を
併設した場合のイメージ図



6 平成 27 年度緊急消防援助隊中部ブロック

合同訓練・三重県総合防災訓練について

1 訓練目的

県内に大規模な地震が発生したことによる広域的な災害を想定し、これまでの県総合防災訓練における3つのポイント、①地域の災害特性に応じたテーマ設定、②関係機関との連携強化、③住民参加、を踏まえたうえで、当該訓練を実施します。

今回の訓練では、県総合防災訓練と緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練との合同開催のため、特に「②関係機関との連携強化」を重視することとし、三重県及び被災市町における受援体制の確立、各機関における活動技術の向上及び各救助・医療等関係機関との連携活動の強化を図ることを目的に実施します。

2 訓練想定

『養老－桑名－四日市断層帯』を震源とする最大震度7の内陸型地震が発生し、この地震の発生により北勢地域の複数市町が被災した。」との想定により実施します。

3 訓練のポイント

今回の訓練における3つのポイントは、次のとおりです。

① 地域の災害特性に応じたテーマ設定

北勢地域における自然地形や立地環境の特性を踏まえ、地域の災害特性に応じた訓練テーマを次のとおり設定しました。

○「海拔ゼロメートル地帯」における災害に応じた訓練

北勢の「海拔ゼロメートル地帯」において、強振動による堤防の沈降によって長時間にわたり浸水が継続し、広範囲に被害の発生が想定されることから、住民避難訓練、航空機（ヘリ）による人命救助、物資搬送等を実施します。

○「四日市コンビナート地帯」における災害に応じた訓練

「四日市コンビナート地帯」において、危険物（石油）タンクからの流出火災等が想定されることから、「ドラゴンハイパー・コマンドユニット」の中核となる消防水利システム等による火災防ぎょ活動を含めた訓練を実施します。

② 関係機関との連携強化

総務省消防庁から提示された「平成 27 年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項等」を基本方針とし、そのうち、「受援体制の確立」、「関係機関との連携強化」、「指揮及び指揮支援能力の向上」の事項を訓練重点項目とした、緊急消防援助隊の訓練を実施します。

③ 住民参加

自助・共助意識の醸成など、県民の防災意識の高揚につながるよう、北勢地域で住民参加による次の訓練を実施します。

- ・倒壊家屋から周辺住民による救出活動訓練
- ・液状化による浸水が始まる中での避難行動訓練
- ・堤防決壊を想定し、地域住民による高い建物への垂直避難訓練
- ・老人福祉施設における液状化により傾斜した建物からの避難訓練
- ・「緊急サイン」（緊急搬送・緊急物資の要求）による航空機（ヘリ）との意思疎通訓練
- ・山間部における孤立地域を想定し、住民による飛来した航空機（ヘリ）の受入訓練

4 訓練日程・場所等

(1) 10月23日(金) ※「別図1」・「別図2」参照

	図上訓練 9:00~12:00	実動訓練 13:00~19:00	後方支援活動(宿営)訓練 午後~翌日
三重県	県庁		
桑名市	消防本部	長島観光開発株式会社	長島観光開発株式会社
四日市市	・消防本部 ・四日市港管理組合	コスモ石油株式会社	
鈴鹿市	消防本部	消防学校	消防学校
亀山市	消防本部		
菰野町	消防本部		

(2) 10月24日(土) ※「別図2」・「別図3」参照

	実動訓練 9:00~11:30 (終了式11:45~12:15)	主な訓練項目	住民参加
桑名市	桑名市長島運動公園(メイン)	・液状化冠水地区救出訓練 ・倒壊家屋座屈建物救出訓練 ・毒劇物漏洩災害対応訓練 等 <u>16項目</u>	○
	長島町西川地内(サテライト)	・空中消火訓練	
	長島町地内小学校3ヶ所(サテライト)	・住民避難訓練、航空機による 救助活動訓練 等 <u>5項目</u>	○
木曾岬町	木曾岬小学校	・航空機による救助活動及び映像伝達訓練 等 <u>2項目</u>	○
四日市市	県立総合医療センター	・航空機による傷病者転送訓練	
	吉崎沖	・海上自衛隊艦船への医薬品移送訓練 等 <u>2項目</u>	
鈴鹿市	老人ホーム万寿	・緊急サイン設置及び航空機による偵察活動	○
亀山市	鈴鹿川河川敷グラウンド	・航空機による偵察活動及び物資輸送訓練	○

5 訓練参加機関等 (別紙「訓練参加・協力関係機関一覧」参照)

(1) 図上・実動訓練

緊急消防援助隊及び三重県内消防相互応援隊【約140隊 473名】

自衛隊、三重県警察、海上保安庁、国土交通省中部地方整備局、三重県建設業協会、三重県レッカー事業協同組合、一般社団法人日本アマチュア無線連盟三重支部、三重DMAT等

(2) 展示・啓発ブース

国交省北勢国道事務所、みえ防災・減災センター等【21機関・団体】

(3) 地域住民の参加

【桑名市】：地域住民・消防団

【鈴鹿市】：地域住民・消防団

【亀山市】：自主防災組織リーダー (または自治会長) 【木曾岬町】：地域住民

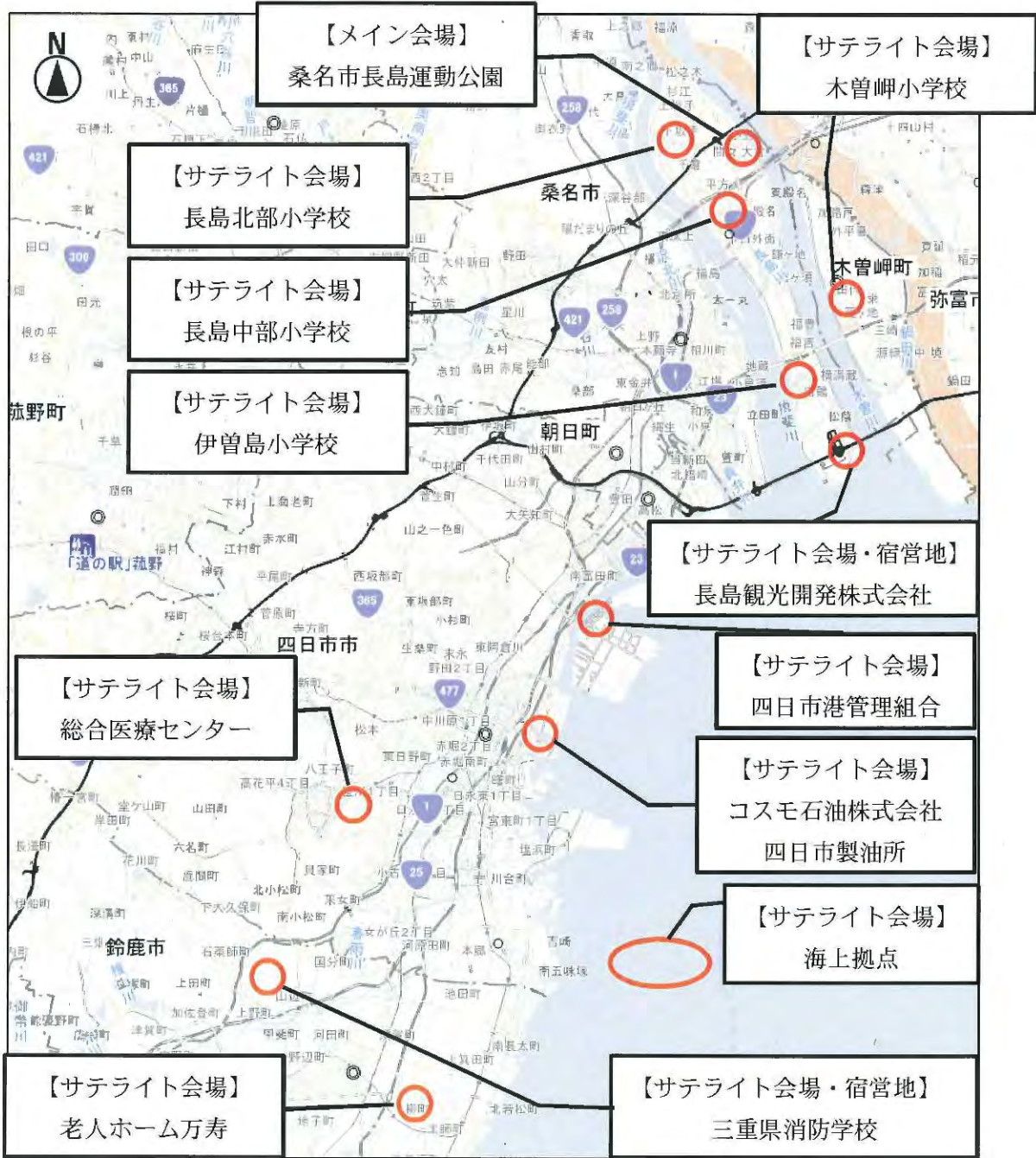
訓練会場図



- 【桑名市会場】 ①桑名市長島運動公園、②長島観光開発株式会社、③桑名市消防本部 他
- 【四日市市会場】 ④コスモ石油株式会社四日市製油所、⑤四日市市消防本部 他
- 【鈴鹿市会場】 ⑥三重県消防学校、⑦鈴鹿市消防本部 他
- 【菰野町会場】 ⑧菰野町消防本部
- 【亀山市会場】 ⑨亀山市消防本部 他
- 【津市会場】 ⑩三重県庁

別図2

実動訓練会場図



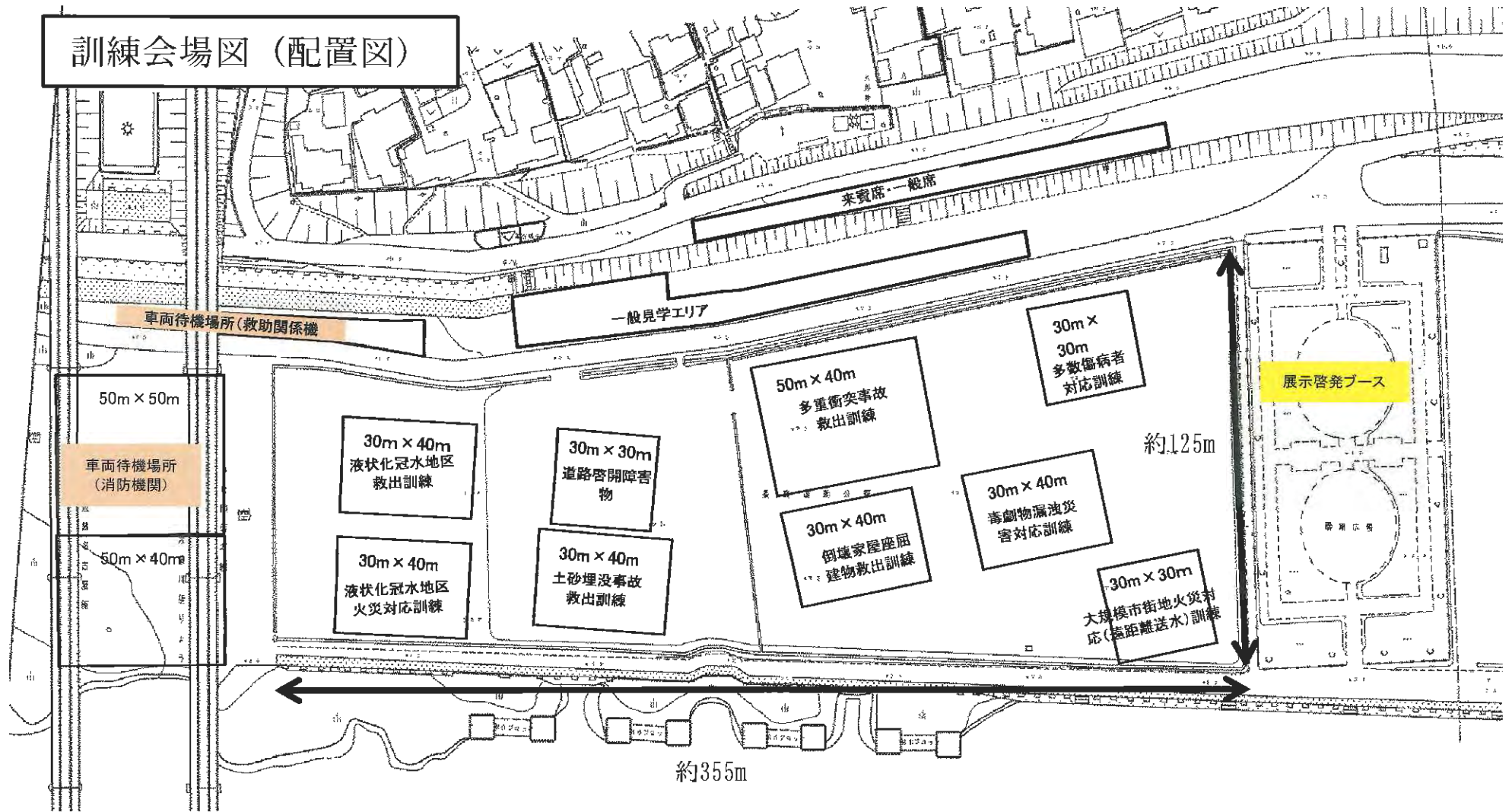
2011 三重県共有デジタル地図（数値地形 2500（道路縁 1000））承認番号：三総合地第 75 号

別図 3

桑名市会場（桑名市長島運動公園）

訓練会場図（配置図）

33



訓練参加・協力関係機関（順不同）

【企業・団体等】

長島観光開発株式会社、コスモ石油(株)四日市製油所、四日市港管理組合、
 四日市石油コンビナート地域防災協議会、
 一般社団法人三重県建設業協会、三重県レッカー事業協同組合、
 一般社団法人日本アマチュア無線連盟三重県支部
 NPO法人コメリ災害対策センター、三重県電波適正利用推進協議会、
 一般財団法人三重県消防設備安全協会、公益社団法人三重県獣医師会、
 一般財団法人中部電気保安協会三重支店、三重県土地家屋調査士会、
 公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、
 一般社団法人日本非常食推進機構、福祉法人桑名市社会福祉協議会、
 一般社団法人日本自動車連盟三重支部、三重さきもり倶楽部、
 三重県・三重大学 みえ防災・減災センター、
 みえ防災コーディネーター連絡会、赤須賀漁業共同組合、
 みえ災害ボランティア支援センター
 （ NPO法人みえ防災市民会議、NPO法人みえNPOネットワーク
 センター、三重県ボランティア連絡協議会、社会福祉法人三重県
 社会福祉協議会、日本赤十字社三重県支部、三重県

【医療関係機関】

三重DMAT

【救助関係機関】

自衛隊（陸上自衛隊第33普通科連隊、陸上自衛隊第10飛行隊、陸上自衛
 隊航空学校、航空自衛隊中部航空方面隊、海上自衛隊横須賀地方
 総監部、自衛隊三重地方協力本部）
 国土交通省（TEG-FORCE）
 海上保安庁（海上保安庁第四管区海上保安本部）
 警察（三重県警察）

【指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関】

国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、日本赤十字社三重県支部、
 津地方气象台、中部管区警察局三重県情報通信部、
 西日本電信電話株式会社三重支店、ソフトバンク株式会社、
 株式会社NTTドコモ東海支社三重支店、KDDI株式会社中部総支社、
 三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社